

永水地区全水利組合代表 園田 義昭様

永水水害に対する補償要求について（回答）

霧島市長 前田 終止



永水地区の皆様にはかねてから市政推進にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
平成22年10月22日付けの質問については次のとおり回答いたします。

1. まず、確認させてください。

質問A：協定書に関わる業者への問題指摘は住民が行わねばならないのでしょうか？

回答A：協定書に関しての業者への指摘や改善指導等は市が行います。

質問B：行政は住民意志の代弁者として振舞っていただけるのでしょうか？

回答B：行政が住民意志の全てを代弁するものではありませんが、行政は住民意志を重く受け止めなければならないと考えます。

質問C：協定書に於ける甲は住民意志の代弁者と理解してもよろしいのでしょうか？

回答C：回答Bと同じです。

2. 調整池とは以下のような施設であると私たちは教えられました。

調整池とは、流域に降った大量の雨水を洪水にならないように一部だけを流し、残りを調整池に溜めて雨が止んでからゆっくり流す施設です。川の上流の森や林が宅地化や造成されると、それまでであった自然の流出調整能力が失われ、地下に浸透せず、瞬時に川に流れ込みます。その結果増水時には、造成前に比べて多くの水が川に流れ込むこととなります。山林大量伐採を行ったとき、それまで自然が担っていた調節する役割を、人工的に行うための施設が調整池です。

質問： 私たちの考え方は正しいのでしょうか？誤りでしょうか？

回答： 調整池の基本的な考え方は、開発の行われた後におけるある一定の雨量までの洪水のピーク容量の値を、開発の行われる前におけるピーク容量の値まで調整するために設置する施設と認識しております。

3. 業者は県に対して本年1月に調整池の工事進捗を以下のように報告しております。

A調整池

下流放流（ボックスカルバート）と排水塔は完了している。

締切擁壁の下流前面（逆T式擁壁）は3スパン完了し残り3スパン未施工であるが、堤内部に設けた仮沈砂池により、土砂流出を防止する形状を取っている。

B調整池

下流放流施設及び排水塔を完了し前面締切擁壁の中央部の一部と底盤コンクリートを残す状況となっています。

D調整池

すでに締切擁壁及び排水塔放流施設も完了しており機能的には完備している。

質問A：行政が認識されている完成した調整池とはどのようなものかお示してください。

回答A：調整池完成の判断基準等は市では回答できません。

質問B：排水塔放流施設、スパン、ボックスカルバート、締切擁壁、仮沈砂地、堤盤コンクリート等の用語も含めて説明願います。

回答B：排水塔放流施設→調整池の中に設置する筒状の構造物で、洪水時の流量調整や他の水を放流先へ導く施設と思われます。

スパン→一般的には一定の間隔、支点と支点との間の距離です。

ボックスカルバート→一般的には箱形の暗渠水路のことです。

締切擁壁→調整池とするために谷部等を堰止めるために設けた擁壁のことと思われます。

仮沈砂池→一般的には工事期間中などに砂の流出を防止するために土砂を溜めて上水だけを放流するようにした一時的に設置する施設です。

底盤コンクリート→調整池底面に設置したコンクリートと思われます。

4. 旧霧島町とゴルフ場業者と交わした環境保全協定書の第5条の環境監視計画には5箇所の調整池の維持管理について記載されております。

ゴルフ場業者が県へ提出した工事の進捗報告によりますとC調整池が欠落しております。

質問A：理由をご存じですか？

回答A：林地開発変更許可と土地利用変更承認でC調整池は廃止されています。

質問B：旧霧島町は了解を与えたのでしょうか？

回答B：県が林地開発変更許可と土地利用変更承認しております。旧霧島町はC調整池の廃止が県に申請及び協議され許可と承認を得たことは承知しています。

5. ゴルフ場予定地全域に降った雨は全て調整池を経由するとゴルフ場業者は回答しました。E調整池、C調整池は廃止されました。

質問A：ゴルフ場業者の見解は正しいでしょうか？

回答A：事業者に回答の趣旨を確認したところ、100%調整池を経由するという意味では無く開発区域周辺部では調整池を経由しない箇所もありますが、許可を得た計画により施工をしているとのことです。

質問B：ゴルフ場予定地の形状、雨水の流出経路に詳しい猟師さんは調整池を経由しない雨水が大量に直接手籠川に注ぐことを証言されております。確認されましたか？

回答B：確認していません。

6. 質問A：調整池へ雨水を運ぶ、水路が寸断、破壊されていることをご存じですか？

回答A：11月2日、責組合との合同現地調査で一部確認しました

質問B：水路の寸断、破壊が原因で本来、平地であった、ゴルフ場コース内に大きな崖が発生していることをご存じですか？

回答B：11月2日、責組合との合同現地調査で一部確認しました。

質問C：ゴルフ場放棄地の雨水の大半は調整池を経由せずに手籠川へ流れ出しました。これを否定されますか？

回答C：事業者にも確認しましたが、ゴルフ場の雨水の大半は調整池を経由していると考えております

7. ゴルフ場業者は機能的に完成しているのはD調整池のみであることを業者は認めています。

質問A：D調整池には底盤コンクリートは存在しますか？

回答A：事業者を確認したところ「設置していない」とのことです。

質問B：私達の確認ではA調整池、B調整池は前面締切擁壁が無い為に水量を調整する機能を持っていません。ご存じですか？

回答B：A調整池、B調整池の締切擁壁が未完成であることは承知しています。しかし「水量を調整する機能を持っていない」とは言えないと考えます。

8. 洪水発生以前からA調整池、B調整池、D調整池、全て土砂が堆積しておりました。

質問A：この事実をご存じですか？

回答A：7月3日以前の土砂堆積量については確認していませんが、県が定期的な現地調査と指導を行っているものと認識しています。

9. 開発協定には「必要な防災施設を他の施設の設置に先行して設置する」と規定されています。

質問A：調整池は防災施設と認識されていますか？

回答A：調整池は防災施設と認識しています。

10. 平成5年着工後、17年経過しております。未だ調整池は完成しておりません。

質問A：未完成のまま長期放置したゴルフ場業者の責任はありませんか？

回答A：調整池が未完成なことについては遺憾に思います。

11. 業者は17年間、放置していることを認めておりません。

質問A：防災上、重要な施設である調整池が完成していないごとは放置していることと同じではありませんか？

回答A：調整池の未完成だけで放置していることにはならないと考えます。

質問B：巡回していることと、県のパトロールを受けていることが何故、放置していない理由になるのでしょうか？

回答B：、巡回して不備があれば対策を講じていることを意味しているものと考えます。

12. 質問A：未完成の調整池で洪水調整機能があると判断された理由は何でしょう？

回答A：市は未完成調整池の洪水調整機能について判断する立場にはありません。

13. ゴルフ場建築中断は県への届出によりますと平成9年8月31日です。

質問A：この時点で業者に交付した承諾書を公開ください。

回答B：防災工事も中断と報告されています。今後も協定書に則り防災に万全の措置を講じる

よう県と連携して対応します。

14. ゴルフ場業者は着工後、旧霧島町を通じて県に毎年「工事進捗状況報告書」を提出しているものと思われます。この報告書には調整池に関する記述も含まれているはずですが。

質問A：調整地だけでも早期に完成させるように毎年、指導なさいましたか？指導したという文書がありましたら公開願います。

回答A：旧霧島町が業者に指導した文書は保存されていないことから、指導した内容は確認できませんでした。

15. 行政は過去の土砂流出は認識していたと回答書にあります。

質問A：この原因はどこにあるか分析されましたか？

回答A：平成8年8月頃の土砂流出についての記録で土砂流出があったことを確認しています。事故の詳細は不明ですが、平成8年8月当時は造成工事の最中で豪雨時に土砂が流れ出しやすい状態にあったものと思われます。

質問B：この件について「適切な防災措置等を講じるよう指導・要請を行ったと回答書にありますが、その内容を説明願います。文書があれば公開願います。

回答B：平成8年8月27日の要請文書を添付します。

16. 鎌田建設は洪水後、調整池の土砂撤去作業を始めました。

質問A：過去の調整地の土砂撤去作業の実績、洪水後の調整池の土砂撤去作業の実績の資料、作業日誌などを、鎌田建設に要求、公開願います。

回答A：別添の資料提出がありました。

17. ゴルフ場業者は調整池に堆積していた土砂を道路脇に搬出しております。大雨が降りますとこれが再び流れ出します。

質問A：その搬出場所をご存じですか？危険性を認識されませんか？

回答A：承知しています。市議会一般質問でも指摘を受けましたので事業者に盛土法面の侵食防止対策を要請しました

質問B：ゴルフ場業者に対し調整池から搬出した土砂の量、場所、作業日誌の提示を求めてください。

回答B：別添の資料提出がありました。

18. 計画地周辺の国有林は保安林指定がなされており、この計画地の開発伐採前の民有林及び町有林においても水源かん養機能を有する森林であったと思われます。平成5年8月1日の始良地域の豪雨でも時間当たり100mmを超える雨量が観測されています。当時の現地は樹木があり、水源かん養機能が働きましたので、洪水は発生しませんでした。

質問A：行政はこの考えを否定しますか？

回答A：平成5年の豪雨では時間最大雨量は8月1日16時から17時に90ミリ、最大24時間雨量は7月31日16時から8月1日16時までで402ミリの降雨が記録されています。また、台風13号の豪雨では9月3日16時から17時に78ミリの

時間雨量を記録しております。これらの豪雨で霧島川、狩川、手籠川等の河川が氾濫して大きな被害が発生しました。

19. 行政は今回の洪水は天災だと主張されています。洪水後、不完備な調整池の土砂を搬出したのみで、その調整池にも既に土砂の堆積が始まっています。

質問A：天災はこれから毎年、発生する、それを容認しなさいというのが行政の姿勢ですか？

回答A：今回と同様の災害が、毎年発生するかどうかは予測できませんので、調整池の機能が発揮されるよう県と連携して対応して参ります。

20. 行政の回答はゴルフ場内には「大規模な崩壊は確認出来なかった」からゴルフ場業者の責任は問えないという論法になっています。

質問A：山が本来、持っている保水力を奪う森林伐採を行い、そのまま長期に放置し、調整池の整備、維持、調整池への水路の維持管理を行わなかったゴルフ場業者の責任は無いというお考えに変わりはありませんか？

回答A：今回の災害について事業者の責任を問うのは難しいと考えます。

21. 環境保全協定書9条3項は以下のようになっています。

「調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。」推定要件で補償要求ができるものではありませんか？

弁護士さんへ確認しました。

- ・調整池が未完成（調整能力不足）
- ・調整池への水路が壊れている。（直接、ゴルフ場跡地から手籠川に雨水が流入している）
- ・C調整池の建設放棄（調整能力不足）
- ・調整池の土砂堆積放置（調整能力不足）

これらの事項は事実です。これらのことから今回の洪水の責任はゴルフ場業者にあると推定されます。これらについての反証はゴルフ場業者がしなければなりません。

回答：事業者に伝えます。

22. 質問：今回の永水水害の被害総額は幾らでしょう？

回答：永水地区全体の災害査定金額はおよそ2億6千万円です。

23. 環境保全協定に書かれたことを正しく読めば、ゴルフ場業者の責任であることは確認できます。激甚被害を適用しての復旧は急がねばなりません。この事でゴルフ場業者の罪が無くなるわけではありません。

質問A：最終的に税金でまかなった復旧工事費用をゴルフ場業者に負担させることを実行願います。

回答A：9月13日付けの「要望書の回答について」で回答しましたが、今回の手籠川氾濫の原因が（株）キリシマのゴルフ場造成地が原因とすることは困難であると考えます。

平成8年8月27日

株式会社キリシマ
代表取締役 鎌田 善政 殿

霧島町長 吉村久則

ゴルフ場建設に伴う土砂流失防止について

残暑の候、貴殿におかれましては、ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。さて貴社が、霧島町永水地区で工事造成中のゴルフ場から大雨のたびに手籠川への土砂流失による永水地区の用水路へ土砂流入があり、水路関係者及び霧島町農業委員会より開発協定による指導要請がまいつているところです。

町と貴社との開発協定では、調整池の維持管理等については万全の措置を講ずるとしております。

今後開発協定及び環境保全協定に基づき適切な防災措置を講じて、手籠川への土砂流失防止を図られるよう要請いたします。

キリシマゴルフ場管理状況

日付	工事	県・市による点検状況	日常の点検
11. 10. 11~1	A調整池土砂上げ		霧島支店事務所に常駐している担当者（堀内保）によるパトロールは毎日（休日を除き）実施しております。また降雨後のみまわりも欠かさず行っております。
12. 8. 21	A調整池土砂上げ		
13. 5. 1~5. 2	A調整池土砂上げ		
14. 4. 5~4. 1	永水地区 井堰内土砂撤去		
14. 4. 11~4.	永水地区 井堰内土砂撤去		
14. 4. 15~4.	A調整池土砂上げ		
15. 6. 6		土地対策室パトロール	
15. 8. 4~8. 5	永水地区 井堰内土砂撤去		
15. 8. 28~8.	流末布団かごの補修		
15. 9. 1~9. 3	場内流末土砂上げ		
15. 12. 19		森林保全課パトロール	
16. 4. 5. ~4.	永水地区 井堰内土砂撤去		
16. 5. 12~5.	A調整池土砂上げと道路補修		
16. 6. 23		森林保全課パトロール	
17. 9. 9	永水地区 井堰内土砂撤去		
17. 9. 21~9.	A調整池土砂上げ		
18. 4. 12	永水地区 井堰内土砂撤去		
18. 7. 26~7.	A調整池土砂上げ		
19. 5. 16		土地対策室パトロール	
19. 7. 25~7.	A調整池土砂上げ		
20. 5. 14		土地対策室パトロール	
20. 8. 1		森林保全課パトロール	
20. 8. 7	永水地区 井堰内土砂撤去		
21. 3. 7	永水地区 井堰内土砂撤去		
21. 4. 22~4.	A調整池土砂上げ		
21. 5. 15		土地対策室パトロール	
21. 5. 19		森林保全課パトロール	
21. 8. 18	永水地区 井堰内土砂撤去		
22. 5. 14		土地対策室パトロール	
22. 7. 26		森林保全課パトロール	

調整池から搬出した土砂の量と搬出場所

搬出場所	捨土場所	土砂の量	単位	工事期間
A調整池	クラブハウス用地周辺	3, 924	m ³	9月 2日~9月 15日
B調整池	道路脇自社敷地内	630	m ³	8月 2日~8月 3日
B調整池	17番ホール	1, 212	m ³	8月 9日~8月 12日
D調整池	17番ホール	1, 512	m ³	8月 23日~8月 30日
計		7, 278	m ³	